

令和3年第1回定例会 文書質問
横田 ゆう 議員

回 答 書

1 エアコン購入費補助事業について	
<p>質問の要旨 ①</p>	<p>この事業の補助対象世帯は、65歳以上のみで構成する世帯となっているが、地球温暖化は高齢者世帯に限らずすべての区民に深刻な影響を及ぼしていることから、特にコロナ禍で生活が厳しくなっているひとり親世帯、障害者世帯にも対象を拡大するべきと思うがどうか。</p>
<p>回 答 ①</p>	<p>令和3年度のエアコン購入費補助事業は、環境の側面から暑熱対策として行うものであり、熱中症によりお亡くなりになる方等の実態を踏まえ65歳以上の高齢者を対象としております。対象者の拡大につきましては、申請状況や効果等を検証したうえで関係所管と協議してまいります。</p> <p>(担当所管：環境部 環境政策課)</p>
<p>質問の要旨 ②</p>	<p>補助予定件数は、約220件、1550万円で予算に達した場合は終了するとしている。しかし、温暖化による熱中症対策は、待ったなしの状況にあるため、予算に達したから終了となれば、真に必要な区民に届かないことも予想できる。申請者数が、上限に達した場合は必要に応じて補正予算を組み、条件を満たしている世帯にはすべて助成を行うべきと思うがどうか。</p>
<p>回 答 ②</p>	<p>エアコン購入費補助事業につきましては、基本的に予算の範囲内で執行してまいります。申請状況を見ながら緊急性を判断し必要が認められる場合は補正予算も視野に検討いたします。</p> <p>(担当所管：環境部 環境政策課)</p>

<p>質問の要旨 ③</p>	<p>生活保護受給者は、エアコン購入費補助を利用するにも、エアコン購入・設置後に申請書類の提出になり、最初にお金が必要で生活保護世帯は、事実上制度利用が困難だ。区は生活福祉資金の借入を申し込むことを示しているが、手続きが煩雑であるため、ケースワーカーが命を守る立場で申請書類の作成を含め支援するべきではないか。</p>
<p>回答 ③</p>	<p>本事業は、気候変動適応対策だけでなく、命を守る熱中症対策にも資すると考えるため、既に策定している「生活福祉資金貸付等に関する取扱基準」に基づき、書類整理や社会福祉協議会への同行等の申込支援を全福祉課統一的に行ってまいります。</p> <p>また、4～6月にかけて重点的な訪問調査を行い、本事業の対象となる世帯への確実な事業説明、申込勧奨を行ってまいります。</p> <p>(担当所管：福祉部 足立福祉事務所 生活保護指導課)</p>

2 足立区集合住宅条例の改定について	
質問の要旨 ①	<p>建築主が、住民説明会において説明を拒否し、途中退席を行うなど、不誠実な態度で、住民の質問に対して回答しない事例、区に対して説明会等報告書を提出しない事例、工事協定書を締結せずに工事を開始しようとする等、条例違反を行う事例がある。このような場合、何らかのペナルティを設置すべき思うがどうか。</p>
回答 ①	<p>足立区集合住宅条例では、近隣住民への説明会等を行わない場合は、ペナルティとして事業者の氏名及びその事実を公表することができる旨を定めております。これ以上のペナルティの設置については、客観性、公平性等の観点から公表対象となる事項は限られておりますので、条例を改正する予定はございません。</p> <p>なお、ご質問の中にある工事協定書の締結については、条例の定めがないので違反には該当いたしません。</p> <p>区としては、引き続き事業者が条例の規定を遵守するよう指導してまいります。</p> <p style="text-align: right;">(担当所管：建築室 開発指導課)</p>
質問の要旨 ②	<p>ワンルームマンションの場合、条例の第13条3項、交通利便地域の特例措置条例ではワンルームの規制戸数以上の場合、ファミリータイプ(55㎡以上)を建設することになっているが、交通利便地域の場合は40㎡以上であれば、認められている。</p> <p>さらに、交通利便地域の場合、駐車場附置義務数は300m以内に駐車場を50%以内で確保すれば、条例から逃れられることになっている。</p> <p>こうした分譲ワンルームマンションは財テクを目的として、販売してしまえば、あとは野となれ山となれの無責任な営利目的優先のやり方は行政として何らかの対策が求められる。</p> <p>こうした悪質な建設業者の行為を抑えるため、条例の第13条3項、交通利便地域の特例については厳しく見直すべきと思うがどうか。</p>
回答 ②	<p>交通利便地域(駅から半径500m以内)は、通勤通学や買い物が便利な立地条件であることから、単身の高齢者や大学生などの若い世代の住まいとなるワンルームマンションが多く建設される傾向にあります。</p> <p>そのような地域特性を考慮する必要があるため、ワンルーム住戸の規制戸数を39戸(交通利便地域以外は29戸)とし、また、駐車場附置義務台数を50%とする特例を見直す予定はございません。</p> <p>なお、現在の条例では、規制戸数以上を40㎡以上で計画することを、交通利便地域に限らずそれ以外の地域においても同様に認めておりますので、この点についてご理解願います。</p> <p style="text-align: right;">(担当所管：建築室 開発指導課)</p>

<p>質問の要旨 ③</p>	<p>開発業者がそれ以上の戸数を望むのであれば、ファミリー型（55㎡以上）にするか、建築主が管理する賃貸マンションとするなどの一定のルールを強化すべきと思うがどうか。</p>
<p>回答 ③</p>	<p>ファミリー型（55㎡以上）を附置する義務は、すでに交通利便地域のワンルームマンションに対しても適用されるルールとなっております。 また、区の条例でマンションの管理運営形態まで規制することはできません。質問の主旨は理解できますが、交通利便地域のワンルームマンションを賃貸に限定することは難しいと考えます。 (担当所管：建築室 開発指導課)</p>
<p>質問の要旨 ④</p>	<p>近年、日照権は、近隣住民の重要な権利として認知されることとなってきた。日照時間が短くなる事により、健康被害、家の傷みが大きく左右されることから、条例に日照権の観点からの日陰の制限規制を盛り込むべきと思うがどうか。</p>
<p>回答 ④</p>	<p>建築物が敷地周囲に生じさせる日影の規制内容は、建築基準法および東京都の日影規制条例に定められており、一定時間の日影を生じさせることは法律等で認められております。 また、地方自治法の規定により、足立区が条例で東京都の条例を上回る規制を盛り込むことはできないとされています。 したがって、日照権の観点からの区が条例に日影の制限規制を盛り込むことはできないと考えます。 (担当所管：建築室 開発指導課)</p>